

ニュースリリース

2011年11月2日
株式会社プレジール
エステー産業株式会社

株式会社プレジール、エステー産業株式会社が独占禁止法違反でキヤノンを提訴

インクジェットプリンタ用互換インクカートリッジを販売する株式会社プレジール(本社:大阪市浪速区)と、同製造元であるエステー産業株式会社(本社:東京都中央区)では、本年11月2日、大阪地方裁判所において、インクジェットプリンタ及び対応する消耗品である純正品インクカートリッジを製造販売しているキヤノン株式会社(本社:東京都大田区)を提訴しました。

キヤノン製純正品インクカートリッジは、ICチップと可視光線を発する可視光LEDを備えており、同社製インクジェットプリンタは、純正品インクカートリッジの可視光LEDが発する光を受光するための「受光部」を有しています。株式会社プレジール、エステー産業株式会社では、可視光LEDを搭載した純正品とは異なり、赤外線を発する赤外線LEDを備えた7e系及び321系のプリンタ機種に対応する互換品インクカートリッジを製造販売していましたが、キヤノン株式会社が2011年3月以降に発売した321系の後継機種である326系のプリンタ機種において行った、受光部に赤外線フィルタを搭載し赤外線を検出できなくする行為により、当該プリンタ機種に対応する赤外線インクカートリッジの発売ができなくなりました。

技術上の必要性等の合理的理由がないこの赤外線フィルタ搭載行為は、独占禁止法第19条(不公正な取引方法第10項[抱き合わせ販売等]又は第14項[競争者に対する取引妨害])の規定に違反するもので、キヤノン製プリンタ対応インクカートリッジの市場において、互換品の製造販売をできなくすることにより、自由競争を著しく減殺するものです。これら競合品排除の行為に対し、株式会社プレジールおよびエステー産業株式会社はキヤノン株式会社に対し、キヤノン製インクジェットプリンタへの赤外線フィルタの搭載の中止を求めるものです。